

金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（金融庁告示第十号）

## 目次

### 第一章 定義（第一条）

### 第二章 国内処理対象最終指定親会社

#### 第一節 外部総損失吸収力（第二条―第四条）

#### 第二節 内部総損失吸収力（第五条―第七条）

### 附則

#### 第一章 定義

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 リスク・アセットの額 次に掲げる額をいう。

イ 銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。次号イにおいて同じ。）にあつては、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「銀行持株会社自己資本比率告示」という。）第二条各号又は第二条の二第一項の算式の分母に相当する額

ロ 銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。次号ロ及び第三条第一項において同じ。）にあつては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「銀行自己資本比率告示」という。）第二条各号又は第二条の二第一項の算式の分母に相当する額

ハ 最終指定親会社（金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）にあつては、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「最終指定親会社自己資本比率告示」という。）第二条各号又は第二条の二第一項の算式の分母に相当する額

二 総エクスポージャーの額 次に掲げる額をいう。

イ 銀行持株会社にあつては、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号）第二条の算式の分母に相当する額

- ロ 銀行にあつては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号）第二条の算式の分母に相当する額
- ハ 最終指定親会社にあつては、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十三号）第二条の算式の分母に相当する額
- 三 普通株式 最終指定親会社自己資本比率告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。
- 四 その他Tier 1資本調達手段 最終指定親会社自己資本比率告示第六条第四項に規定するその他Tier 1資本調達手段をいう。
- 五 Tier 2資本調達手段 最終指定親会社自己資本比率告示第七条第五項に規定するTier 2資本調達手段をいう。
- 六 国際統一基準行 次に掲げるいずれかの規定により自己資本比率又は連結自己資本規制比率を算出する者をいう。
  - イ 銀行持株会社自己資本比率告示第二条
  - ロ 銀行自己資本比率告示第二条又は第十四条
  - ハ 最終指定親会社自己資本比率告示第二条
- 七 国内基準行 次に掲げるいずれかの規定により自己資本比率を算出する者をいう。
  - イ 銀行持株会社自己資本比率告示第十四条
  - ロ 銀行自己資本比率告示第二十五条又は第三十七条
- 八 国内処理対象最終指定親会社 国際的な破綻処理の枠組みに対応する必要性及び我が国の金融システムにおけるその業務の状況等を勘案した重要性並びにグループとしての望ましい破綻処理戦略に鑑み、破綻処理時における損失の集約が必要な者として別表の第一欄に掲げる最終指定親会社をいう。
- 九 国内処理対象最終指定親会社グループ 別表の第一欄に掲げる区分に応じ、グループとしての望ましい破綻処理戦略に鑑み一体として処理するものとしてそれぞれ同表の第二欄に掲げる最終指定親会社及びその子法人等（法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）をいう。
- 十 最低所要リスク・アセットベースTLAC比率 別表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる比率をいう。
- 十一 最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率 別表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる比率をいう。
- 十二 主要子会社 別表の第二欄に掲げる区分に応じ、我が国の金融システムにおける

その業務の状況等を勘案した重要性及び国内処理対象最終指定親会社グループにおける重要性に鑑み、第五条に規定する内部T L A C額の維持が必要な者として、その設立の準拠法を日本法とする、それぞれ同表の第五欄に掲げる国内処理対象最終指定親会社の子会社（法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。）をいう。

十三 主要子会社グループ 別表の第五欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第六欄に掲げる子会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）をいう。

十四 内部T L A C水準調整係数 別表の第六欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第七欄に掲げる比率をいう。

## 第二章 国内処理対象最終指定親会社

### 第一節 外部総損失吸収力

（外部T L A C比率の計算方法）

第二条 最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準であって、当該最終指定親会社が国内処理対象最終指定親会社である場合における国内処理対象最終指定親会社グループの外部総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準は、当該国内処理対象最終指定親会社グループに係る次の各号に掲げる比率（以下「外部T L A C比率」と総称する。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 リスク・アセットベース外部T L A C比率 次の算式により得られる比率について最低所要リスク・アセットベースT L A C比率以上

$$\frac{\text{外部T L A Cに係る基礎項目の額}-\text{外部T L A Cに係る調整項目の額}}{\text{リスク・アセットの額}}$$

二 総エクスポージャーベース外部T L A C比率 次の算式により得られる比率について最低所要総エクスポージャーベースT L A C比率以上

$$\frac{\text{外部T L A Cに係る基礎項目の額}-\text{外部T L A Cに係る調整項目の額}}{\text{総エクスポージャーの額}}$$

2 国内処理対象最終指定親会社は、本邦における秩序ある処理の実施に当たり預金保険機構に事前に積み立てられた資金を資本再構築に用いることができる場合には、外部T L A C比率の算出に当たり、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を前項各号の分子に加えることができる。

一 最低所要リスク・アセットベースT L A C比率が十六パーセントである場合（第五条において「T L A C段階適用の場合」という。） リスク・アセットの額に二・五パーセントを乗じて得た額

二 最低所要リスク・アセットベースT L A C比率が十八パーセントである場合（第五条において「T L A C完全適用の場合」という。） リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額

- 3 第一項の場合において、主要子会社に係る第五条第一項に規定する最低所要内部T L A C額の合計額に、外国に所在する子会社等に対して当該外国において次節の規定による最低所要内部T L A C額に係る基準に準ずる基準が適用されているとき（当該子会社等が第六条に規定する主要子会社の連結の範囲に含まれるときを除く。）における当該子会社等に係る第五条第一項に規定する最低所要内部T L A C額に相当する額の合計額を加えた額（以下「総所要内部T L A C額」という。）が、国内処理対象最終指定親会社のリスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースT L A C比率を乗じて得た額を上回るときは、第一項第一号中「最低所要リスク・アセットベースT L A C比率」とあるのは「総所要内部T L A C額をリスク・アセットの額で除して得た比率」とし、総所要内部T L A C額が、国内処理対象最終指定親会社の総エクスポージャーの額に最低所要総エクスポージャーベースT L A C比率を乗じて得た額を上回るときは、同項第二号中「最低所要総エクスポージャーベースT L A C比率」とあるのは「総所要内部T L A C額を総エクスポージャーの額で除して得た比率」とする。
- 4 第二項の規定を適用した場合において、総所要内部T L A C額が、国内処理対象最終指定親会社のリスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースT L A C比率を乗じて得た額から、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を上回るときは、第一項第一号中「最低所要リスク・アセットベースT L A C比率」とあるのは「総所要内部T L A C額に、次項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額をリスク・アセットの額で除して得た比率」とし、総所要内部T L A C額が、国内処理対象最終指定親会社の総エクスポージャーの額に最低所要総エクスポージャーベースT L A C比率を乗じて得た額から、第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を上回るときは、第一項第二号中「最低所要総エクスポージャーベースT L A C比率」とあるのは「総所要内部T L A C額に、次項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額を総エクスポージャーの額で除して得た比率」とする。
- 5 第一項各号及び第二項の規定による外部T L A C比率の算出において、外部T L A Cに係る調整項目の額が外部T L A Cに係る基礎項目の額を上回る場合には、当該外部T L A C比率は、零とする。

（連結の範囲）

第三条 外部T L A C比率、最低所要リスク・アセットベースT L A C比率及び最低所要総エクスポージャーベースT L A C比率は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十五年大蔵省令第二十八号。以下において「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成した国内処理対象最終指定親会社の連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、国内処理対象最終指定親会社が銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社（以下「金融子会社」という。）を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二

項の規定は、適用しないものとする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、最終指定親会社が指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。第六条第二項において同じ。）に基づき連結財務諸表の作成を行っている場合には、当該連結財務諸表に基づき外部T L A C比率、最低所要リスク・アセットベースT L A C比率及び最低所要総エクスポージャーベースT L A C比率を算出することができる。この場合において、当該連結財務諸表にかかわらず、金融子会社については、連結の範囲に含めるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、国内処理対象最終指定親会社が保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）若しくはこれらに準ずる外国の法人又はこれらの子会社等を子会社等としている場合における当該子会社等（以下「保険子会社等」という。）及び関連する国内処理対象最終指定親会社グループに含まれない子会社等については、連結の範囲に含めないものとする。
- 4 最終指定親会社自己資本比率告示第九条の規定は、外部T L A C比率の算出について準用する。この場合において、同条第一項中「第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号及び第二条の二第一項」とあるのは「最終指定親会社T L A C告示第二条第一項各号」と、「連結自己資本規制比率」とあるのは「外部T L A C比率（最終指定親会社T L A C告示第二条第一項に規定する外部T L A C比率をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項中「連結自己資本規制比率」とあるのは「外部T L A C比率」と読み替えるものとする。

（外部T L A Cの額）

第四条 第二条第一項各号の算式において、外部T L A Cに係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 普通株式等T i e r 1資本の額（最終指定親会社自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等T i e r 1資本の額をいう。）
- 二 T L A C適格その他T i e r 1資本調達手段（その他T i e r 1資本調達手段のうち、第三項各号（第二号から第四号まで、第八号、第九号及び第十一号を除く。）に掲げる要件の全てを満たすものをいう。次号及び第四号において同じ。）に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）
- 三 T L A C適格その他T i e r 1資本調達手段に係る負債の額
- 四 T L A C適格その他T i e r 1資本調達手段に係る新株予約権の額
- 五 T L A C適格T i e r 2資本調達手段（T i e r 2資本調達手段のうち、第三項各号（第二号から第四号まで、第八号、第九号及び第十一号を除く。）に掲げる要件の全てを満たすものをいう。次号及び第七号において同じ。）に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）
- 六 T L A C適格T i e r 2資本調達手段に係る負債の額

- 七 T L A C適格T i e r 2資本調達手段に係る新株予約権の額
  - 八 最終指定親会社自己資本比率告示第七条第一項第六号に掲げる額
  - 九 その他外部T L A C調達手段の額
- 2 第二条第一項各号の算式において、外部T L A Cに係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、同項第二号の算式においては、第一号に掲げる額を除くものとする。
- 一 資本バッファーに係る普通株式等T i e r 1資本の額（最終指定親会社自己資本比率告示第二条の二第一項の算式における資本バッファーに係る普通株式等T i e r 1資本の額をいう。ただし、リスク・アセットの額に同条第五項に規定する最低連結資本バッファー比率を乗じて得られた額を上限とする。）
  - 二 最終指定親会社自己資本比率告示第二条第二号の算式におけるその他T i e r 1資本に係る調整項目の額
  - 三 最終指定親会社自己資本比率告示第二条第三号の算式におけるT i e r 2資本に係る調整項目の額
  - 四 自己保有その他外部T L A C関連調達手段の額（最終指定親会社又は連結子法人等（最終指定親会社の子法人等であって、連結自己資本規制比率（最終指定親会社自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率をいう。以下この号において同じ。）の算出に当たり連結の範囲に含まれる者をいう。以下同じ。）が当該最終指定親会社のその他外部T L A C関連調達手段（最終指定親会社自己資本比率告示第一条第八十九号に規定するその他外部T L A C関連調達手段をいう。以下この号において同じ。）を保有している場合（法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当する者を含む。）をいう。）であって、連結自己資本規制比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。次号において同じ。）における当該その他外部T L A C関連調達手段に該当するものの額をいう。）
  - 五 最終指定親会社の子法人等若しくは親法人等（法第三十一条の四第三項に規定する親法人等をいう。以下この号及び次条第二項において同じ。）又は当該親法人等の子法人等が他の破綻処理対象法人（T L A C規制対象会社（最終指定親会社自己資本比率告示第一条第八十七号に規定するT L A C規制対象会社をいう。以下この号において同じ。）又は本邦以外の国若しくは地域の金融当局によってT L A C規制対象会社に相当するものとして認められている者をいう。以下この号において同じ。）である場合であって、最終指定親会社又は連結子法人等が、当該破綻処理対象法人の対象資本等調達手段（最終指定親会社自己資本比率告示第八条第六項第一号に規定する対象資本等調達手段をいう。以下この号において同じ。）を保有しているときにおける当該対象資本等調達手段に該当するものの額

- 3 第一項第九号の「その他外部T L A C調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たすもの（普通株式、その他T i e r 1資本調達手段、T i e r 2資本調達手段及び除外債務に該当するものを除く。）をいう。
- 一 国内処理対象最終指定親会社（以下この項において「発行者」という。）により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
  - 二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の除外債務に対して劣後的内容を有するものであること。ただし、国内処理対象最終指定親会社グループの構造等に鑑み、発行者の債権者が国内処理対象最終指定親会社グループの他の会社の債権者よりも構造的に劣後していると認められる場合（別表の第八欄が「あり」の場合をいう。）であって、契約書若しくは発行要項又はこれらの関連書類（法第二条第十項に規定する目論見書及び法第一百七十二条の二第三項に規定する発行開示書類並びにこれらに相当する書面（外国の法令又は外国の金融商品取引所（令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所をいう。）の規則に基づいて作成されるものを含む。）を含む。）中に、発行者において当該債務がその他外部T L A C調達手段となることを意図していること及び発行者の倒産処理手続においてその全部又は一部の支払を受けることができないリスクが適切に記載されているときは、この限りでない。
  - 三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位のその他外部T L A C調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
  - 四 発行者のその他T i e r 1資本調達手段及びT i e r 2資本調達手段の元本の削減若しくは普通株式への転換（第七条第三項第三号において「元本の削減等」という。）又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるとき（以下この項において「実質破綻認定時」という。）には、発行者に対する当該その他外部T L A C調達手段に係る支払請求権を自働債権とする保有者による相殺が禁止される旨の特約が定められていること。
  - 五 ステップ・アップ金利等（最終指定親会社自己資本比率告示第六条第四項第四号に規定するステップ・アップ金利等をいう。第七条第三項第六号において同じ。）に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。以下この項及び第七条第三項において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。
  - 六 償還期限が定められている場合には、当該償還期限までの期間が一年以上であること。
  - 七 保有者による償還等又は買戻し（発行者による買戻しをいう。以下この項において

同じ。)に係る請求権に関する特約がある場合には、当該請求権の行使期間の初日が明確に定められており、かつ、当該初日までの期間が一年以上であること。

八 償還等又は買戻しを行う場合には、発行後一年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還等又は買戻しを行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還等又は買戻しを行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還等又は買戻しに際し、償還期限が定められている場合において当該償還期限までの期間が一年以下のときを除き、外部総損失吸収力及び資本再構築力の充実に  
ついて、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還等又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための外部総損失吸収力及び資本再構築力の調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の外部T L A C比率を維持することが見込まれること。

九 外国の法令に準拠する旨の定めがある場合には、当該外国の関連法令に基づき、発行者の実質破綻認定時における損失吸収又は資本再構築のために有効に用いることができることについての法律専門家の法律意見書を具備していること。ただし、発行者に係る本邦における秩序ある処理が実施された場合に、かかる秩序ある処理に伴う制限に服することについてあらかじめ保有者が同意する旨の特約があるときは、この限りでない。

十 発行者又は当該発行者の子法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十一 債券の場合には、その額面金額（外国通貨をもって表示されるものについては、当該債券の発行条件を決定した日における外国為替の売買相場により本邦通貨で表示される金額へ換算した場合の金額をいう。）が一千万円以上であること。

十二 その他発行者の実質破綻認定時における総損失吸収力及び資本再構築力を実質的に減殺するような特約が含まれていないこと。

4 前項の「除外債務」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

一 支払対象一般預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十四条第一項に規定する支払対象一般預金等をいう。）及び支払対象決済用預金（同法第五十四条の二第一項に規定する支払対象決済用預金をいう。）に係る債務

二 預金等（預金保険法第二条第二項に規定する預金等をいう。次号において同じ。）の

- うち、その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに係る債務
- 三 預金等のうち、満期の定めがあり、かつ、当初の満期が一年未満のものに係る債務
  - 四 デリバティブ取引（法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）に係る債務又はこれに類する債務
  - 五 契約以外の原因で生じた債務
  - 六 国内処理対象最終指定親会社グループの業務運営に不可欠な契約に基づく債務その他我が国の金融システム上重要と認められる債務
  - 七 担保権によって担保される債権に係る債務（当該担保権によって担保される部分に限る。）
  - 八 国内処理対象最終指定親会社に破産手続開始の決定がされたとすれば破産法（平成十六年法律第七十五号）第二条第七項に規定する財団債権又は同法第九十八条に規定する優先的破産債権となるべき債権に係る債務（前各号に掲げるものを除く。）

## 第二節 内部総損失吸収力

（最低所要内部T L A C額の計算方法）

第五条 最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準であって、当該最終指定親会社が国内処理対象最終指定親会社である場合におけるその主要子会社グループに係る内部総損失吸収力及び資本再構築力（以下「内部T L A C額」という。）は、各主要子会社につき、次に掲げる算式により算出された額のいずれか大きい額（国際統一基準行に該当しない主要子会社にあつては、第一号に掲げる算式により算出された額。以下「最低所要内部T L A C額」という。）以上とする。

- 一 （当該主要子会社グループに係るリスク・アセットの額又はこれに相当する額）×  
（当該主要子会社の最低所要自己資本比率又はこれに相当する比率）× P × （当該主要子会社に係る内部T L A C水準調整係数）
- 二 （当該主要子会社グループに係る総エクスポージャーの額）× L × P × （当該主要子会社に係る内部T L A C水準調整係数）

（注）

最低所要自己資本比率は、主要子会社が国際統一基準行の場合は8パーセント、国内基準行の場合は4パーセント

Pは、T L A C段階適用の場合は2、T L A C完全適用の場合は2.25

Lは、3パーセント

- 2 前項の規定にかかわらず、主要子会社の親法人等である国内処理対象最終指定親会社が、本邦における秩序ある処理の実施に当たり預金保険機構に事前に積み立てられた資金を資本再構築に用いることができる場合には、次に掲げる算式により算出された額のいずれか大きい額（国際統一基準行に該当しない主要子会社にあつては、第一号に掲げる算式により算出された額）を最低所要内部T L A C額とすることができる。

一

$$\frac{(\text{前項第一号の算式で得られる額}) \times (Q - R)}{Q}$$

二 ((当該主要子会社グループに係る総エクスポージャーの額) × L × P - (当該主要子会社グループに係るリスク・アセットの額) × R) × (当該主要子会社に係る内部 T L A C 水準調整係数)

(注)

Qは、T L A C 段階適用の場合は 16 パーセント、T L A C 完全適用の場合は 18 パーセント

Rは、T L A C 段階適用の場合は 2.5 パーセント、T L A C 完全適用の場合は 3.5 パーセント

Lは、3 パーセント

Pは、T L A C 段階適用の場合は 2、T L A C 完全適用の場合は 2.25

(連結の範囲)

第六条 内部 T L A C 額及び最低所要内部 T L A C 額は、連結財務諸表規則の規定により作成した主要子会社の連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、主要子会社が連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。）を有しない場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の規定により作成した当該主要子会社の財務諸表に基づき算出するものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、最終指定親会社が指定国際会計基準に基づき連結財務諸表の作成を行っている場合には、当該連結財務諸表に基づき内部 T L A C 額及び最低所要内部 T L A C 額を算出することができる。この場合において、当該連結財務諸表にかかわらず、金融子会社については、連結の範囲に含めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、連結財務諸表において、保険子会社等及び主要子会社グループに含まれない子法人等については、連結の範囲に含めないものとし、主要子会社が金融子会社を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

4 最終指定親会社自己資本比率告示第九条の規定は、主要子会社が国際統一基準行又は国内基準行である場合における内部 T L A C 額又は最低所要内部 T L A C 額の算出について準用する。この場合において、同条第一項中「第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号及び第二条の二第一項の算式」とあるのはそれぞれ「最終指定親会社 T L A C 告示第七条の規定」又は「最終指定親会社 T L A C 告示第五条第一項又は第二項の算式」と、「最終指定親会社等」とあるのは「主要子会社（最終指定親会社 T L A C 告示第一条第十二号に規定する主要子会社をいう。第四号において同じ。）又はその連結子会社等（主要子会社の子会社等で

あって、内部T L A C額又は最低所要内部T L A C額の算出に当たり連結の範囲に含まれるものをいう。）」と、「連結自己資本規制比率」とあるのはそれぞれ「内部T L A C額（最終指定親会社T L A C告示第五条第一項に規定する内部T L A C額をいう。次項において同じ。）」又は「最低所要内部T L A C額（最終指定親会社T L A C告示第五条第一項に規定する最低所要内部T L A C額をいう。次項において同じ。）」と、同項第四号中「最終指定親会社」とあるのは「主要子会社」と、同条第二項中「連結自己資本規制比率」とあるのはそれぞれ「内部T L A C額」又は「最低所要内部T L A C額」と読み替えるものとする。

（内部T L A Cの額）

第七条 主要子会社に係る第五条第一項に規定する内部T L A C額は、次に掲げる額の合計額から、当該主要子会社に係る国内処理対象最終指定親会社に対する貸付金その他当該主要子会社の実質破綻認定時（第三項第三号に規定する主要子会社の実質破綻認定時をいう。）における総損失吸収力及び資本再構築力を実質的に減殺するものの額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

一 内部T L A C適格資本の額

二 その他内部T L A C調達手段の額

2 前項第一号に掲げる内部T L A C適格資本の額は、当該主要子会社の内部T L A C適格資本（普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他T i e r 1資本調達手段又はT i e r 2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。）、その他T i e r 1資本に相当するもの又はT i e r 2資本に相当するものをいい、規制金融機関（最終指定親会社自己資本比率告示第一条第三十七号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。以下この項において同じ。）にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものをいう。ただし、負債形式であるものについては、次項各号（第二号、第四号、第五号及び第九号を除く。）に掲げる要件の全てを満たすものに限る。次項において同じ。）の額の合計額とする。

3 第一項第二号の「その他内部T L A C調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たすもの（内部T L A C適格資本及び除外債務に該当するものを除く。）をいう。

一 主要子会社（以下この項において「発行者」という。）により現に発行され、国内処理対象最終指定親会社が直接又はその子会社を通じて間接に取得していること。

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の除外債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、元本の削減等による健全性の回復に係る措置が講ぜられる必要があると認められるとき（以下「主要子会社の実質破綻認定時」という。）には、元本の削減等が行われる旨の特約が定められて

いること。

四 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位のその他内部 T L A C 調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

五 主要子会社の実質破綻認定時には、発行者に対する当該その他内部 T L A C 調達手段に係る支払請求権を自働債権とする保有者による相殺が禁止される旨の特約が定められていること。

六 ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

七 償還期限が定められている場合には、当該償還期限までの期間が一年以上であること。

八 保有者による償還等又は買戻し（発行者による買戻しをいう。以下この項において同じ。）に係る請求権に関する特約がある場合には、当該請求権の行使期間の初日が明確に定められており、かつ、当該初日までの期間が一年以上であること。

九 償還等又は買戻しを行う場合には、発行後一年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還等又は買戻しを行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還等又は買戻しを行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還等又は買戻しに際し、償還期限が定められている場合において当該償還期限までの期間が一年以下のときを除き、内部総損失吸収力及び資本再構築力の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還等又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための内部総損失吸収力及び資本再構築力の調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同様以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の内部 T L A C 額を維持することが見込まれること。

十 日本法を準拠法とすること。

十一 取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

4 前項の「除外債務」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

一 第四条第四項第一号から第七号までのいずれかに該当するもの

二 主要子会社に破産手続開始の決定がされたとすれば破産法第二条第七項に規定す

る財団債権又は同法第九十八条に規定する優先的破産債権となるべき債権に係る債務（前号に掲げるものを除く。）

附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。ただし、別表の一の項の規定は、平成三十三年三月三十一日から適用する。

（米国式連結財務諸表による連結財務諸表を作成している最終指定親会社への経過措置）

第二条 第三条第一項本文及び第六条第一項本文の規定にかかわらず、最終指定親会社が米国式連結財務諸表（米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表をいう。）の作成を行っている場合には、当分の間、当該米国式連結財務諸表に基づき外部T L A C比率、最低所要リスク・アセットベースT L A C比率及び最低所要総エクスポージャーベースT L A C比率並びに内部T L A C額及び最低所要内部T L A C額を算出することができる。この場合において当該米国式連結財務諸表にかかわらず金融子会社については、連結の範囲に含めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、保険子会社等については、連結の範囲に含めないものとする。

（外部T L A Cの額に係る普通株式等T i e r 1資本以外の資本調達手段に関する経過措置）

第三条 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して三年が経過する日までの間は、最終指定親会社自己資本比率告示第六条第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行するその他T i e r 1資本調達手段の額及び最終指定親会社自己資本比率告示第七条第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行するT i e r 2資本調達手段の額を、第二条第一項各号の算式における外部T L A Cに係る基礎項目の額に算入することができる。

（外部T L A Cの額に係るその他T i e r 1資本及びT i e r 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額に関する経過措置）

第四条 適用日から起算して三年が経過する日までの間は、最終指定親会社自己資本比率告示第六条第一項第五号に掲げるその他T i e r 1資本に係る調整後非支配株主持分等の額及び最終指定親会社自己資本比率告示第七条第一項第五号に掲げるT i e r 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額を、第二条第一項各号の算式における外部T L A Cに係る基礎項目の額に算入することができる。

（自己保有その他外部T L A C関連調達手段の額に関する経過措置）

第五条 第四条第二項第四号の規定にかかわらず、最終指定親会社又は連結子法人等が当該最終指定親会社のその他外部T L A C調達手段（第四条第三項に規定するその他

外部T L A C調達手段をいう。以下この条及び次条において同じ。) と法的又は経済的に同順位である商品 (その他外部T L A C調達手段に該当するものを除く。) のうち、当該最終指定親会社に対する外部T L A C比率に係る最低基準の適用日 (以下この条において「T L A C規制適用日」という。) までに発行されたもの (以下この条において「経過措置対象同順位商品」という。) を保有している場合には、当該T L A C規制適用日から五年が経過する日までの間は、当該経過措置対象同順位商品は同号に掲げる自己保有その他外部T L A C関連調達手段の額に算入することを要しない。

(外部T L A Cの額に係るその他外部T L A C調達手段の額に関する経過措置)

第六条 第四条第三項の規定にかかわらず、適用日前に国内処理対象最終指定親会社から発行された商品については、同項第十一号又は第十二号の要件を満たさないものであっても、その他外部T L A C調達手段に含めることができる。

(内部T L A Cの控除額に関する経過措置)

第七条 適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第七条第一項の規定にかかわらず、主要子会社に係る内部T L A C額は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該主要子会社に係る国内処理対象最終指定親会社に対する貸付金その他当該主要子会社の実質破綻認定時における総損失吸収力及び資本再構築力を実質的に減殺するものの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、同項各号に掲げる額の合計額から控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) をいうものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	零パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成三十四年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十五年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成三十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成三十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント

平成四十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	九十パーセント
--------------------------------	---------

(内部T L A Cの額に係る外部発行の資本調達手段に関する経過措置)

第八条 適用日から起算して三年が経過する日までの間は、第七条第二項の規定にかかわらず、主要子会社又はその連結子会社(第六条第一項に規定する連結子会社をいう。)により現に発行され、国内処理対象最終指定親会社又はその子会社以外の者が取得している当該主要子会社の内部T L A C適格資本のうち、負債形式であるものについては、同条第三項各号のいずれかの要件を満たさないものであっても、当該主要子会社に係る内部T L A C額に算入することができる。

(別表)

項	第一欄 (国内 処理対 象最終 指定親 会社)	第二欄 (国内 処理対 象最終 指定親 会社グ ループ)	第三欄 (最低 所要リ スク・ アセッ トベー スT L A C比 率)	第四欄 (最低 所要総 エク ス ポー ジャー ベ ースT L A C 比率)	第五欄 (主要 子 会 社)	第六欄 (主要 子 会 社 グ ル ー プ)	第七欄 (内部 T L A C水 準 調 整 係 数)	第八欄 (構造 劣 後 性)
一	野村ホールディングス株式会社	野村ホールディングス株式会社及びその	平成三十三年三月三十一日以降平成三十	平成三十三年三月三十一日以降平成三十	野村証券株式会社	野村証券株式会社及びその子会社等	七十五パーセント	あり

		子法人等	六年三月三十日までは十六パーセント、平成三十六年三月三十一日以降は十八パーセント	六年三月三十日までは六パーセント、平成三十六年三月三十一日以降は六・七五パーセント	野村ファイナンス・プロダクツ・サービス株式会社	野村ファイナンス・プロダクツ・サービス株式会社及びその子会社等	七十五パーセント	
--	--	------	--	---	-------------------------	---------------------------------	----------	--